

## 方法書についての県関係機関からの質問等

番号	区分	提出機関	県関係機関からの質問等	質問等に対する事業者の考え方
1	1.6.5 事業計画	廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P6 表1.6-3「処理対象ごみ」の下水道汚泥（公共下水道汚泥の一部）（処理量は上記4項目の合計の10%以内）は、年間10%以内ということによいか。</li> <li>・P7 表1.6-4「排ガスに関する計画値」のダイオキシン類の計画値について「0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N以下」とされているが、平成11年3月策定の長野県ごみ処理広域化計画資料編のP9.10の「ダイオキシン類の年間排出量」によれば、上伊那地域では、平成19年度以降0.023g-TEQ/年から0.042g-TEQ/年という計画値を掲げている。本評価方法書では、計画値は法規制値と同じであり問題はないが、広域化計画で掲げられた計画値も意識されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道汚泥の年間処理量は、「燃やせるごみ、燃やせないごみ・粗大ごみ及び資源物の破碎分別後の残渣、クリーンセンター八乙女最終処分場の掘り起こし残渣、医療系廃棄物」の各年間処理量の合計値の10%以内です。</li> <li>準備書の作成時には、わかりやすい表現に変更します。</li> <li>・平成11年度当時における上伊那広域連合の施設規模は200 t/日であり、現在想定している施設規模は149 t/日です。年間排出目標につきましては、準備書でお示しします。</li> </ul>
2	1.6.6 環境保全の方針と主な保全対策の内容	環境保全研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P14 4) 環境への負荷の低減について、工事中及び供用時の廃棄物に関する環境保全対策が全く触れられていないので、ある程度の記載が必要と思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書の作成時には施設整備基本計画が具体化し、廃棄物や残土処理等についての環境保全対策も記載できるものと考えています。</li> </ul>
3	2.1 圏域の概要	河川課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P15 2行目に「この間の平野部に諏訪湖を源とする天竜川が南下している。」と記載されているが、平成20年7月に国土交通省河川局が策定した『天竜川水系河川整備基本方針』には、「天竜川は長野県茅野市の八ヶ岳連峰に位置する赤岳（標高2,899m）を源とし、諏訪盆地の水を一旦諏訪湖に集める。」と記載されているため、正確な表現ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書作成時に、ご指摘を踏まえ、「諏訪湖を源にする」を「諏訪湖から」に修正します。</li> </ul>
4	2.2.6 環境整備の状況	生活排水課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P35 表2.2-11 下水道の整備状況（平成20年度末）データは、「生活排水データ集2010」（平成22年度 長野県）が公表されているので、平成21年度データに更新されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活排水データ集2010」は2010年11月4日更新で長野県ホームページに公表されており、方法書作成時には間に合いませんでした。準備書作成時には最新のデータに更新します。</li> </ul>

## 方法書についての県関係機関からの質問等

番号	区分	提出機関	県関係機関からの質問等	質問等に対する事業者の考え方
5	2.2.6 環境整備の状況	廃棄物対策課	<p>・P36 図2.2-9「上伊那のごみ処理フロー」及びP38 表2.2-13「ごみ発生量（平成20年度）」について、県のホームページで公表している一般廃棄物処理事業実態調査（平成20年度）の数値と整合性をとる必要があると考える。</p>	<p>・P36図2.2-9[上伊那のごみ処理フロー] 及びP38表2.2-13「ごみ発生量（平成20年度）」は、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を出典としています。一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の数量は中間処理施設受入れ量及び回収量であり、一般廃棄物処理実態調査での各市町村における自家処理量が入っていないため数量の違いがあります。一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は本事業の要となる計画であり、準備書の作成時も、実回収量の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の値で記載したいと考えています。</p>
6	2.2.6 環境整備の状況	生活排水課	<p>・P38 表2.2-14 下水汚泥所分量（平成19年度）データは、「生活排水データ集2010」（平成22年度 長野県）が公表されているので、平成20年度データに更新されたい。</p>	<p>・「生活排水データ集2010」は2010年11月4日更新で長野県ホームページに公表されており、方法書作成時には間に合いませんでした。準備書作成時には最新のデータに更新します。</p>
7	2.3.5 自然環境の総合的な状況	河川課	<p>・P90 下から2行目に「なお、近年、三峰川及び新山川は、南アルプス船形沢崩壊地より流出している粘土質のため白濁しており、生態系への影響が懸念される。」と記載されているが、新山川は、船形沢の下流に位置しないため、船形沢崩壊地のために白濁しているとの表現は正確でない。</p>	<p>・東春近の春近発電所は、常時2.03m<sup>3</sup>/sの水を三峰川から直接管路導水しており、この導水は灌漑用水のため新山川に分水（奈良尾地籍分水口）されています。そのため、奈良尾地籍の分水口から下流は船形沢崩壊地の影響を受け白濁しています。</p>
8	2.3.8 大気質・水質等の状況	環境保全研究所	<p>・P119 表2.3-15「ダイオキシン類の調査結果（平成20年度）」で、三峰川堤防におけるダイオキシン類の濃度が180pg-TEQ/gと他地点に比べかなり高い値であるので、スポット的なのか面的の広がりがあるのか現状での評価が必要と考える。</p>	<p>・平成20年8月に周辺3地点の追跡調査を実施した結果、美篤西部保育園(1.3pg-TEQ/g)、三峰川堤防右岸上流(1.7pg-TEQ/g)、三峰川堤防左岸(2.4pg-TEQ/g)それぞれの測定結果が低い値となり局所的なものと考えられます。また、ダイオキシン類の同族体分布パターンをみると、平成20年5月に実施した三峰川堤防は農薬CNPと一部燃焼系の影響が推察されたが、追加調査3地点は農薬のCNPとPCPの影響が主で燃焼系による影響が少ないことから、三峰川堤防の燃焼系の影響は野焼き等によるものと考えられます。</p>

## 方法書についての県関係機関からの質問等

番号	区分	提出機関	県関係機関からの質問等	質問等に対する事業者の考え方
9	3.1.2 選定の理由	砂防課	<p>・P134 (10) 地形・地質に、「対象事業実施周辺に地すべり危険箇所は存在するが、地形改変を行わないことから、<u>地形・地質に関する環境影響評価は行わない。</u>」と記載されているが、P75 図2.3-7「地すべり危険箇所及び土石流危険区域等の状況」には、計画地付近に「地すべり危険箇所」が表記されており、土地造成（切土・盛土）、掘削工事等がこの区域に及ばないことを明確にする必要がある。地すべり危険箇所ブロック内で地形改変を行う場合には対策工事が必要となる場合があるので十分確認する必要があると考える。</p>	<p>・地形・地質に関する環境影響評価は、以下の理由により行わないことにしました。            ①対象事業実施区域は、既に改変された土地（水田）であるため、土地造成（切土・盛土）、掘削等による地形・地質への影響は少ないと考えられます。            ②注目すべき地形・地質はP74に記載のように対象事業実施区域にありません。            ③土地の安定性をみると、対象事業実施周辺にはP75図2.3-7「地すべり危険箇所及び土石流危険区域等の状況」に明示するとおり「地すべり危険箇所」が存在します。一方、土地造成（切土・盛土）や掘削工事を実施する地形改変部分は、P5 図1.6-2「想定対象事業実施区域」の想定対象事業実施区域（建設地+導入路）を想定しています。            方法書の段階では、両者（地すべり危険箇所と想定対象事業実施区域）は重ならないものと想定しています。</p>
10	3.2.1 大気質	環境保全研究所	<p>・P143 表3.2-1「大気質の調査の方法及び調査期間等」の、降下ばいじんの調査期間を「1か月連続測定」から「1か月連続捕集」に修正されたい。            ・ダイオキシン類の調査期間を「7日間連続測定」から「7日間連続捕集」に修正されたい。            ・ベンゼンの調査期間を「1日連続測定」から「24時間連続捕集」に修正されたい。            ・ベンゼンの調査方法を「(キャニスター捕集、ガスクロマトグラフ法)」から「(キャニスター捕集-ガスクロマトグラフ・質量分析法)」と修正されたい（有害大気汚染物質測定マニュアルで示す方法）。</p>	<p>・準備書作成時に、ご指摘のとおり修正します。            また、併せて塩化水素の調査期間を「3日間、1日毎に連続測定」から「72時間、24時間毎に連続捕集」に修正します。</p>
11	3.2.1 大気質	廃棄物対策課	<p>・P147 表3.2-3「大気質の予測の方法及び予測対象期間等」の移流パフモデルにおいて、流跡線調査を行うと思われるが、当該調査を行う旨の記載が必要と考える。</p>	<p>・移流パフモデルの予測に供する煙突排ガスの流跡線は、P147に記載しましたように、風系推計モデル（三次元マスコンモデル）を使用して求めることにしています。</p>

## 方法書についての県関係機関からの質問等

番号	区分	提出機関	県関係機関からの質問等	質問等に対する事業者の考え方
12	3.2.10 植物 3.2.11 動物	上伊那地方 事務所 (農政課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P173, P176 魚類の餌となる藻類、カワムシ等の水生動植物も調査対象に追加するよう検討されたい。</li> <li>・P173, P176 調査期間が1年間の各季節となっている。魚類及び魚類の餌となる水生動植物類は、気象条件の影響を受けやすいと考えられるが、1年の調査で現況の把握と予測が十分できるか疑問である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚類の餌としての水生動植物類の調査は、通常行いません。</li> </ul> <p>通常、環境アセスメントの生物調査は、1年間の確認に適した時期に現地調査を実施し、予測を行います。魚類及び魚類の餌となる水生動物についても、同様です。</p> <p>ただし、調査範囲で注目すべき魚類（環境省レッドリストに掲載された種等）の生息が確認され、さらに詳細な生態情報等（個体数、周辺環境、餌動物量等）が必要な場合においては、追加調査を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・藻類については、同定が困難で、一般的に分布や生態に関する情報も少ない場合が多く対象としません。カワムシ等の水生昆虫については、餌という対象ではなく、底生動物調査で対象としています。</li> </ul>